

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海東部系群

2. 参考人

氏 名	門三 安昭
所属又は職業等	大阪府漁業協同組合連合会資源管理底びき網漁業管理部会 副会長 (岸和田市漁業協同組合 監事)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・底びき網漁業のうちマダイは主に、板びき網という漁法で漁獲され、この漁法では、スズキ、アジ、サバなど様々な魚種が漁獲される。TAC 導入を検討する際は、マダイのみを漁獲しない方法が無い場合、どのように規制をするか課題である。
- ・また、マダイの漁獲は、複数の漁法により、小型魚から大型魚を対象とするため、単に量的規制ではなく、マダイの分布や成長に即した資源管理が必要である。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・マダイは主に活魚で取り扱うため出荷時に重量を測定しておらず、金額から逆算することになる。どのように漁獲量を正確に把握していくか。
- ・遊漁船によるマダイ漁獲量は無視できないと考えられる。このうち漁協組合員が営む遊漁船は漁協へ報告させることができるかもしれないが、非組合員には現状報告義務が生じないため対策が必要ではないか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・底びき網漁業ではマダイ以外にも多様な魚種が漁獲される。マダイの管理基準値に達したからといって操業をやめるわけにはいかない。弾力的な運用をお願いしたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・マダイ瀬戸内海東部系群は資源状況が安定している。そういった資源状況にある魚種にあえて新たな制度を導入することの理由を示してほしい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・目標管理基準を適宜柔軟に見直しできる制度としてほしい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・底びき網漁業では全長 13cm 未満の小型魚の再放流のほか、週休二日制、操業時間制限を行い、過剰な漁獲を防いでいる。
- ・漁協組合員が営む遊漁船では漁協ごとに休漁日を定めているケースがある。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・底びき網漁業、刺網漁業、定置網漁業
- ・過去 3～5 年の漁獲実績を踏まえて配分する。ただし、配分前に漁獲報告体制が確立できていることが前提となる。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海東部系群

2. 参考人

氏 名	戎本 裕明、小磯 富男
所属又は職業等	明石浦漁業協同組合、南あわじ漁業協同組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・瀬戸内海東部系群のマダイは兵庫県だけで全体の 50%以上を漁獲し、沿岸漁業全般が利用する主要魚種である。
- ・資源評価では、漁獲の強さは過剰な水準にあるにもかかわらず、資源は減少せずに、むしろ 2015 年以降、急増加している。(親魚量は 5,000 トンに届かない水準から急激に増加し 2021 年は過去最高の 9,620 トン、2013 年の 3.8 倍に達している)。まず、その要因について丁寧に分析を進めて説明して欲しい。
- ・目指すべき親魚量はさらに高い水準の 14,700 トンと示されたが、これは過去最高の 2021 年のさらに約 1.5 倍で、1970 年代以降、実現したことがなく、現実的なのか。評価予測の制度を高めつつ慎重に議論すべきではないか。
- ・マダイのみを切り取って評価することに対しても疑問がある。瀬戸内海の沿岸漁業は様々な魚種を同時に漁獲し複合的に利用することで生計が成り立っている。その時々で豊漁の魚、不漁の魚、様々な魚種が同時に水揚げされるからこそ価格が形成され漁業者は収益を上げることができる。
- ・しかし、近年はマダイが増えすぎて周年漁獲され、獲れすぎて値がつかない事態も生まれている。バランス良く様々な魚種が獲れる海とは言いがたい状況にあり、マダイをこれ以上増やす目標設定は現場の漁業者の肌感覚と大きなズレがある。
- ・マダイ単一で管理するのではなく瀬戸内海の環境収容力や複数の魚種のバランスを考慮して同時複合的に管理する手法や目標を設定すべきではないか。
- ・マダイは沿岸域の食物連鎖の上位にあり、様々な底生生物や他の魚を捕食している。マダイを増やすことで他の資源が減少する要因になることが容易に想像される。
- ・また、環境収容力の面でも限界があると想像される。瀬戸内海だけでもマダイ、サワラ、イカナゴ、カタクチイワシ等の TAC 候補魚種で、議論が進められているが、全ての魚種で目標資源水準を達成できる海域環境にあるのか、矛盾が生じないか海域環境面について、丁寧に分析し評価に反映して欲しい。
- ・数量管理の面でも瀬戸内海の沿岸漁業は様々な魚種を同時に漁獲して、漁業を経営しており、複数資源の混獲管理が前提となる。単一魚種ごとの数量管理では現場の混乱を招くため、数量管理を導入する場合は、他の魚種も含めた実現可能な管理手法の構築を模索して欲しい。
- ・遊漁者による利用も多い魚種と考える。遊漁者の採捕実態、影響を加味しなけ

れば資源評価の精度が向上しないのではないか。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

瀬戸内海では活魚出荷が多く、複数の市場へ水揚げする者もいる。
競り、水揚げの方法は各地で色々ある。数量を集計する方法の違いも各地であるため、数量管理に必要な即時性のある正確な漁獲量の把握は難しい側面がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

全体に関する意見に記載のとおり。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

全体に関する意見に記載のとおり。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・混獲魚種の管理方法。
- ・沿岸漁業全般で混獲があり、規制がかかることに對し懸念がある。
- ・各地で実施されている種苗放流や、資源管理措置を含めた複合的な要因で資源水準が維持、増加していると考えられ、TAC 設定等にどう反映させるのか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・小型底びき網漁業をはじめとする各漁業で、地域ごとに小型魚の再放流に取り組んでいる。
- ・種苗放流。
- ・マダイだけを想定したものではないが、各漁業の休漁（週休 2 日など）も資源の維持増大に寄与していると考ええる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・沿岸漁業者全般

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・全体に関する意見に記載のとおり。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海東部系群

2. 参考人

氏 名	大川 恵三
所属又は職業等	加太漁業協同組合 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・マダイは、当地区は一本釣りや刺し網で漁獲しているが、他地区では底びき網による漁獲も多く、漁業種類別で実施する資源管理は重要。
・近年、他資源の資源状況の悪化を受け、底びき網などではマダイへの依存度が高まっている事例もみられ、そのような状況下で数量管理に移行することになった場合には、県内各種漁業の経営存続にも影響しかねない。
・マダイは、遊漁による採捕量が相当量あると推測されるため、遊漁による採捕量の正確な把握とともに、遊漁者を組み込んだ資源管理体制の構築が必要。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・遊漁による採捕量の把握

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・漁業者だけでなく遊漁者による採捕量を含めた資源評価・管理体制の構築

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・底びき網など選択制がない漁法による漁獲量が多くある実態を踏まえ、各種漁業種類への影響を与えるような管理方法や規制にならないような対応
・遊漁者に対する数量管理の実施及び指導体制の構築

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 全長 12cm 以下のマダイの採捕禁止
- ・ 資源管理計画における休漁日の設定

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 予め意見を聞くべき地域：県内全域（瀬戸内海）
- ・ 漁業種類、関係者等：一本釣り、刺し網、定置網、小型底びき網等に従事する漁業者及び漁協

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 漁業者だけでなく遊漁者による採捕量を含めた資源評価・管理体制の構築

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 瀬戸内海では、マダイの資源管理を東部と中西部の２つの系群に分けて実施しようとしているが、実際のマダイの資源管理においては海域で区別できないのではないかと。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海東部系群

2. 参考人

氏 名	藤井 義弘
所属又は職業等	岡山県漁業協同組合連合会 参与 (公財) 岡山県水産振興協会 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

岡山県においてマダイを漁獲している漁業は以下のとおりである。

1. 知事許可漁業

小型底びき網漁業、ごち網漁業、流網漁業、袋待網漁業

2. 漁業権漁業

小型定置網漁業、建網漁業

ごち網漁業、小型底びき網漁業では、マダイを目的とした操業が行われており、まとまった漁獲もある。またそれ以外の漁法でも混獲でマダイが漁獲されている。

本県では、漁船漁業による漁獲量が減少の一途をたどる中、マダイは近年安定して漁獲され、漁業経営を支える重要魚種となっており、慎重に管理手法を検討していただきたい。

また、遊漁による採捕量が相当量あると予想されるため、漁獲規制等の導入にあたり、漁業者の理解を得るには、遊漁の実態を加味した丁寧な説明が必要と考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

知事許可漁業及び漁業権漁業を行う漁業者に対して漁獲量の報告が義務付けられており、マダイの漁獲量を収集する体制が整っているものの、現在は四半期ごとに報告を県が受けており、即時的なデータ収集が困難である。

また、他県へ入漁している操業に関しては、自県と他県を区別して漁獲量を収集することが困難である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源量及び漁獲量は増加傾向にあり、現状の漁獲圧でも将来的にMSY水準を概ね維持できそうなシミュレーションとなっている状況で、TAC管理が必要な理由を丁寧に説明していただきたい。

- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲量制限や休漁を余儀なくされた場合、関係する漁業種類も多く漁業者も多いため漁業経営に与える影響が大きい。 また、入会操業がある府県における数量配分等の調整が難航することが予想される。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

再放流サイズ（全漁業種類） 東部、中部地区：全長 12cm 以下 西部地区：全長 14cm 以下
--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：県内全域 漁業種類：小型底びき網漁業、ごち網漁業、流網漁業、袋待網漁業、小型定置網漁業、建網漁業 関係者等：上記漁業に従事する漁業者及びその関係者
--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

前述の（１）及び（２）－②

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

岡山県（知事許可）	小型底びき網漁業、ごち網漁業、刺網漁業、流網漁業、袋待網漁業
岡山県（漁業権漁業）	小型定置網漁業、建網漁業

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

親魚量を現状より増加させた場合、現在の瀬戸内海の環境条件下でその量を収容できるのか、また、マダイの餌となるイカナゴが激減している状況にあることから、イカナゴ資源に与える影響や、管理のバランス等についての見解をお聞きしたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海東部系群

2. 参考人

氏 名	松下 有宏
所属又は職業等	北灘漁業協同組合 組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

マダイの資源量は年々増加しており、値段は養殖魚以下になっている程である。そのような状況の中で、放流や網の解放に多大なコストをかけてまで現在の資源水準をさらに 1.5 倍に増やすという目標は、とうてい漁業者から理解が得られるものではないと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

農林統計を含め、漁協を通じて、すべての漁獲量を把握することには限界があり、行政が自ら漁獲量情報を収集するための実態調査が必要と考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

鳴門地区の伝統漁法である生きたイカナゴを餌にした一本釣りは、現在ではエサが入手できなくなり、行われなくなった。今より増やそうとしても、マダイを養う海のキャパシティーが限界でないかとの危惧がある。

栄養塩の不足による藻類養殖の不調が続く中、魚類資源だけが順調に増えるのかどうか心配であり、瀬戸内海の収容力を考慮すべきと考える。

また、想定する漁獲サイズも市場が求める 1～1.5 kg を目標とすべきであり、3 kg 以上のマダイがいくら増えたとしても一定量以上売りようがない。さらに、遊漁者等の資源に与える影響評価が不可欠である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

遊漁者等の採捕実態を早急に調査し、資源評価の信頼性を向上させることが先決である。

マダイはコロナ禍において価格が暴落し、市場が受取りを渋ったほどである。漁獲量が安定し、養殖魚より安価になった魚種まで資源管理を行う必要性

があるのか疑問である。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

小型魚の放流等の取り組みは必要と考える。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

定置網、底びき網、一本釣り、遊漁者など。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

遊漁の実態や漁獲量の正確な把握など、様々な課題が手つかずのままである。漁業者の理解と協力を得ながら新たな資源管理への転換を進めるのであれば、根本的な問題解決に向けて努力していただきたい

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ（瀬戸内海東部系群）

2. 参考人

氏 名	嶋野 勝路
所属又は職業等	香川県漁業協同組合連合会 代表理事長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ 漁獲可能量管理を導入するに当たっては、現場の漁業者の理解を得て進められたい。
- ・ マダイは遊漁の主な対象魚種であり、遊漁についても考慮した資源評価及び資源管理を検討するべきである。また、遊漁を考慮した上で資源評価等を実施し、資源管理措置を検討する場合、資源管理目標だけでなく、漁獲シナリオ等についても変わると想定されることから、漁業者のみが漁獲可能量管理に取り組むのではなく、まずは適切な資源管理に向けて早急に遊漁の取扱いを検討されたい。
- ・ 東部の備讃瀬戸で放流したマダイが、中西部の燧灘で採捕された事例がある。マダイについて、瀬戸内海は2つの系群ではなく、1つの系群で管理した方がいいのではないかと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 大部分の漁法で漁獲される魚種であり、現場に負担のかからない電子的な報告体制を整備する必要がある。
- ・ 現時点では、自由漁業や遊漁による採捕に係る報告が困難と考える。
- ・ 他県の漁業者が本県知事による許可に基づき本県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあると考ええる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式や資源評価の妥当性、放流の効果や必要性について明記する必要があると考える。
- ・ 資源量や親魚量の動向と漁獲有用サイズのマダイの漁獲量の動向の関係性について示す必要があると考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ これまでの資源の動向や環境要因も踏まえた上で、漁獲シナリオを採択する必要がある。
- ・ 漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮した漁獲シ

ナリオも検討する必要があると考える。

- ・ 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 現状の漁獲圧で漁獲した場合でも β が 0.8 で漁獲した場合でも将来の漁獲量は同じであり、 β を 0.8 とした方が体サイズの大きなものが多くなる。基本的にはマダイは大きいサイズの方が値段がしないため、 β を 0.8 とすることのメリットを示す必要があると考える。
- ・ 本県では、複数の系群（まだい瀬戸内海中・西部系群及び瀬戸内海東部系群）を利用する漁業種類があり、それぞれの系群を区別して管理することは難しいと考える。
- ・ 瀬戸内海では入会が多く、共通の資源を利用するに当たって、隣県との管理方法の差異は問題となると考える。
- ・ 混獲魚種であり、その他魚種の水揚げに支障が出ないような管理方法を示していただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、休漁日や休漁期間の設定、小型魚の保護等に漁業者が自主的に取り組んでおり、自主的な取組の効果を示す必要があると考える。従来に加えて新たな資源管理措置に取り組むことは経営面の観点から困難であると考えます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

特に、マダイを多く漁獲する小型機船底びき網漁業、定置網漁業、込網漁業、建網漁業に従事する漁業者の意見を重点的に聴く必要があると考えるが、予め意見を聴く対象としては、マダイは多種多様な地域及び漁業種類で漁獲されることを鑑み、県内全ての漁業者を対象に意見を聴くべきであると考えます。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 遊漁の取扱い、漁獲可能量管理を導入することのメリット、経営面での支援策を提示する必要があると考える。
- ・ どの程度の漁業者の理解を得て検討を進めるのか、具体的な対応の基準についても説明する必要があると考える。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

遊漁については、一の都道府県で対応できるものではないことから、クロマグロと同様に、大臣管理区分として管理するべきと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 資源管理の用語やそれぞれの用語の関連性の説明について、漁業者に対して、丁寧に行っていただきたい。漁業者の理解が得られるまで、複数回、ステークホルダー会合を実施していただきたい。
- ・ 漁獲可能量管理の導入については、遊漁の取扱いが定まらない限り、漁業者側だけで検討を進めることはできないと考える。